

議案第19号 説明資料

幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第3項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略 2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。 (1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略 2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p>